

障害のある学生等に対する大学の支援に関する調査－発達障害を中心として－ 〈調査結果に基づく所見表示に対する改善措置状況（概要）〉

関東管区行政評価局は、障害者差別解消法の施行から3年が経過したこと等を踏まえ、障害のある学生等に対する国立大学法人の支援の状況について実態調査を行い、令和2年3月6日、8国立大学法人に改善意見を通知しました。

今般、8国立大学法人から、改善措置状況についての回答がありましたので、その概要を公表します。

（注）8国立大学法人：茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学



〈本件照会先〉

総務省 関東管区行政評価局 評価監視部

第5評価監視官 細矢（ほそや）

（電話）048-600-2331

（FAX）048-600-2338

（メール）knt22@soumu.go.jp

調査の概要

調査の背景

- ◆ 「障害者差別解消法」の施行（平成28年）から3年経過。同法では、国立大学法人等に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的配慮の義務付けなどの規定が適用。
- ◆ 全国の大学の障害のある学生は、令和元年度で約34,000人（24年度比:約2.8倍）、そのうち発達障害のある学生約6,000人（24年度比:約3.8倍）。関東管内の大学には全国の約46%の学生が在籍しており、この中には、発達障害のある学生も多数在籍の可能性。
- ◆ 「発達障害」は、外見から分かりにくく、個々の特性に応じた支援が必要。

主な調査結果

- **入学試験における配慮**
 - センター試験の実施後、二次試験の配慮申請の期限を設けている大学（2大学）がある一方、センター試験前を期限としている大学（6大学）あり。
 - 配慮申請に添付する「医師の診断書」は写しで可能と明記している大学（3大学）がある一方、明記していない大学（4大学）や原本の提出が必要な大学（1大学）あり。
- **発達障害のある学生の把握・在籍数の公表**
 - 発達障害のある学生を積極的に把握する大学（6大学）がある一方、本人の「自己申告」による把握のみの大学（2大学）あり。
 - 障害のある学生数を公表する大学（3大学）がある一方、非公表としている大学（5大学）あり。
- **就労支援**
 - 障害学生支援担当と就職支援担当との連携が図られている大学（3大学）がある一方、対応が区々となっている大学もあり。
 - 発達障害の特性に応じた面接指導等を実施している大学（2大学）がある一方、実施していない大学（6大学）あり。
- **災害時の支援**
 - 発達障害のある学生の支援・避難方法に関する危機管理マニュアルに付随する資料を整備している大学（1大学）がある一方、整備していない大学（7大学）あり。
 - 避難訓練時の発達障害のある学生への支援は、8大学いずれもなし。また、災害発生時に個別の避難誘導等を行う大学（2大学）がある一方、一般学生と同様に対応する大学（6大学）あり。

主な改善意見

- 受験上の配慮の申込期限について、**大学入試センター試験**（令和2年度から、大学入学共通テスト）の**実施後**とできないか検討。
- 添付書類のうち、医師の診断書について、「**写しで可**」とする**取扱い**を行っている大学は、関係するホームページ等にその旨明記し、入学志願者間に差が生じることのないよう検討。また、「**原本のみ**」とする取扱いとしている大学は、「**写し**」で**対応できないか**検討。
- 障害のある学生の在籍状況の**把握方法**を見直し。
- **障害のある学生の在籍状況の公表**について、大学の規模や状況に応じて学内で検討。
- 障害学生支援担当部門は、就職支援担当部門と**意見交換**を行うとともに、就職支援担当部門も**障害のある学生の特性の理解を深める**こと。また、両部門での連絡会等、**定期的な情報交換の場**を設けること。
- 障害のある学生のニーズ等も踏まえ、その特性に応じた、**指導や助言等**を実施。
- 近年の大規模な災害が「いつでも発生する」前提で、**マニュアル等の規程類**を整備。
- 災害時における支援の有無は、発達障害を含む障害のある学生の生命に関わるおそれもあることから、**関係部署で支援に必要な障害者の情報を共有**することについて検討。

主な改善措置状況（改善事例）

(1) 入学前・入学試験における配慮



改善意見

- ① 受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するページの設定、申請書等の様式や当該申請書の記載例の掲載も検討すること。
- ② 二次試験の受験上の配慮の申込期限について、**大学入試センター試験の実施後とできないか**検討すること。
- ③ 受験上の配慮申請に添付する医師の診断書について、「**写しで可**」とする取扱いを行っている大学は、関係するホームページ等に、**その旨明記すること**とし、入学志願者間に差が生じることのないよう検討すること。
- ④ また、医師の診断書について、「**原本のみ**」とする取扱いとしている大学は、「**写し**」で対応できないか検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① **受験上の配慮を必要とする場合の事前相談等に関するページの設定**
 - 入試情報ページ内に「障害等のある入学志願者との事前相談」コンテンツを設定。申請書等の様式、受験上の配慮の例、添付書類の「写し」で可能である旨を掲載（群馬大学）。
 - 受験生特設サイトに受験上の配慮を必要とする場合の事前相談に関するページを新設。申請様式や記載例、添付書類の「写し」に関する情報、配慮の例示などに関する情報を掲載（新潟大学）。
- ② **二次試験の受験上の配慮の申込期限の延長**
 - 令和3年度入試において、大学入学共通テスト実施日の翌日まで申込期限を延長（一橋大学）。
- ③ **医師の診断書の添付について「写しで可」と明記**
 - 受験上の配慮申請に添付する医師の診断書について、ホームページや入学者選抜要項等で、「写しで可」とする旨を明記（茨城大学、宇都宮大学、横浜国立大学、新潟大学）。
- ④ **医師の診断書の添付について「写し」で対応可**
 - 受験上の配慮申請に添付する医師の診断書について、大学入学共通テスト受験上の配慮事項決定通知書（写）（※）の添付があり、同等の配慮を希望する場合は、写しでも可とした（一橋大学）。

※ 大学入試センターが、決定した受験上の配慮事項について、本人又は本人の在籍校に通知するもの。12月中旬までに送付。

主な改善措置状況（改善事例）

(2) 発達障害のある学生の把握、在籍数の公表



改善意見

- ① 障害のある学生の在籍状況の把握方法を見直すこと。
- ② 障害のある学生の在籍状況の公表について、大学の規模や状況に応じて学内で検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① 障害のある学生の在籍状況を健康診断等の際に把握
 - 新生入生を対象とした健康診断等において、発達障害の質問項目を設けて学生の把握に努める（千葉大学）。
 - 修学上の配慮申請が提出されていない学生を含めて、各部門連携するなどして、障害のある学生の在籍状況を把握（横浜国立大学）。
- ② 障害のある学生の在籍状況をホームページで公表
 - 「埼玉大学における障がい学生支援（在校生の方）」のページに障害のある学生の在籍数を掲載（埼玉大学）。

(3) 就労支援



改善意見

- ① 障害学生支援担当部門と就職支援担当部門との連携・協力を図ること。
- ② 障害のある学生のニーズ等も踏まえ、その特性に応じた、指導や助言等を実施すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① 障害学生支援担当部門と就職支援担当部門との連携・協力
 - 大学で障害学生支援担当部門と就職支援担当の連携・協力の内容（仕組み）について大学のホームページ等で公開（宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学（予定）、新潟大学）。
 - 障害学生支援と就職支援の担当職員が一緒にセミナーに参加し、障害学生支援と就労支援との連携の重要性を確認（千葉大学）。
- ② 障害のある学生の特性に応じた指導や助言等の実施
 - ハローワークと協定を締結し、専門スタッフの支援に繋げる体制を構築（千葉大学）。

主な改善措置状況（改善事例）

(4) 災害時の支援



改善意見

- ① 近年の大規模な災害が「いつでも発生する」前提で、**マニュアル等の規程類を整備**すること。
- ② 災害時における支援の有無は、発達障害を含む障害のある学生の生命に関わるおそれもあることから、**関係部署で支援の必要な障害者の情報を共有**することについて検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① **マニュアル等の規程類を整備**
 - ・ 「災害等避難時の障害学生への対応について」を作成（宇都宮大学）。
 - ・ 災害対策マニュアルに「災害時における障がい学生等の避難誘導」項目を新たに追加。学内周知を行い、ホームページに「災害時における障がい学生等の避難誘導」を掲載し、障害別の対応を明記（千葉大学）。
 - ・ 「障がい別災害時の支援・避難方法」を作成し、各部局及び障害のある学生が履修する科目の授業担当教員へ配布（横浜国立大学）
- ② **関係部署で支援の必要な障害者の情報を共有**
 - ・ 学生からの障害等にかかる支援・配慮申請書をもとに、災害時の避難等について、避難場所や避難経路の確認等を支援担当教職員が指導するとともに、関係部署と障害のある学生への災害時の対応、誘導等の避難における情報を共有（千葉大学）。

(5) その他



改善意見

- ① 授業等の合理的配慮の決定等の**手順について**、ホームページへの掲載など、**明確にする**よう検討すること。
- ② 教職員向けの障害のある学生への対応**マニュアル等の作成**を検討すること。



調査対象機関の改善措置（主なもの）

- ① **授業等の合理的配慮の決定等の手順について明確化**
 - ・ 合理的配慮の決定・実施のフロー図を障害学生サポートルームホームページに掲載（群馬大学）。
 - ・ 大学における障がい学生支援（在学生の方）のホームページに授業等の合理的配慮の決定等の手順について掲載（埼玉大学）。
- ② **教職員向けの障害のある学生への対応マニュアル等の作成**
 - ・ ホームページ上にe-ラーニング用動画を掲載し、障害学生支援に関する要点を日時間問わず視聴できるようにし、受講を促す。また、教職員向け紙面・冊子によるマニュアルは、既成のものがオンライン上に多数あることから、教職員向けのページから参照できるようURLを周知する（群馬大学）。